

知って得する!

法律コラム



弁護士 堀内 良

氏名の振り仮名の法制化

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋響番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の堀内です。

今回は誰でも関わりのある「氏名の振り仮名の法制化」をお話いたします。

2 戸籍のお名前に「振り仮名」が記載されます

依頼者の戸籍を拝見して「お子様のお名前、何とお読みしますか・・・?」と確認することは少なくありません。これまで振り仮名は戸籍に記載されていませんでした。

法改正により、戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることになりました。戸籍だけではなく、住民票の写しやマイナンバーカードなどにも記載が予定されています。

制度の開始は令和7年(2025年)5月頃の予定です。

3 制度の目的

漢字には様々な字体があるほか、外字が使用されることもあり、行政のデータベース化作業や検索処理に時間を要していたようです。たとえば「高」と「髙」(はしごだか)、「崎」と「崎」(たつさき)はそれぞれ別の漢字と認識されますので、人物の特定に時間を要していたようです。

それが氏名の振り仮名の記載によりひらがな一本で特定できることで、データベース上の検索処理が容易になる、誤りを防ぐことができるとされています。

それ以外にも、戸籍や住民票の写しなどをそのまま本人確認資料として利用することや、複数の振り仮名を使用して別人を装う不正を防止

することも目的とされています。

4 届出なくとも「職権記載」されます

戸籍に氏名の振り仮名を記載するためには、原則として届出をする必要があります。手続きとして、制度の開始から1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。

届出をしないまま1年が経過しますと、本籍地の市区町村長の職権により氏名の振り仮名が記載されます。ただし、このときは1回に限り、届出によって変更することが可能です。

届出の内容に誤りがあったときや職権記載後2回目以降の変更のときには、振り仮名の変更に家庭裁判所の許可を得なければなりませんので注意が必要です。

5 通知の確認を忘れずに

制度の開始後、行政が便宜上保有している情報を参考に、本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の振り仮名の情報が通知される予定です。

その通知が届きましたら、記載される予定の振り仮名に誤りがないか、忘れずにご確認ください。

6 すでに登録している振り仮名に注意

パスポートなどすでに行政手続きで振り仮名を登録されている方もいます。

戸籍上の振り仮名と食い違ってしまうと別人に扱われてしまうなど不都合が生じるおそれがありますので、ご注意ください。